

とする。

- (1) 建築物の向き、室の配置等について配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を図る。
- (2) 断熱性の高い材料・構法の採用等により、躯体を通した熱負荷の低減を図る。
- (3) 断熱・日射遮蔽性の高い建具及びガラス、庇等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減を図る。
- (4) 室内で発生した熱や汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量を低減する。
- (5) エネルギー損失の低減を考慮した建築設備システムとする。

3. 4. 2 自然エネルギーの利用

省エネルギー・省資源のうち自然エネルギーの利用に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、自然エネルギーの有効利用を図り、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 自然光の活用により、照明負荷の低減を図る。
- (2) 自然通風の活用により、冷房負荷の低減を図る。
- (3) 太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷房等による自然エネルギーの利用を図る。

3. 4. 3 エネルギー・資源の有効利用

省エネルギー・省資源のうちエネルギー・資源の有効利用に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、エネルギー及び資源の有効利用を図り、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) エネルギーの変換及び利用が、総合的かつ効率的に実施されるような建築設備システムとする。
- (2) 電力負荷の低減及び平準化を図る。
- (3) 施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図る。
- (4) 高効率照明器具の使用、施設部位に応じた点灯方式の採用等により、照明エネルギーの最小化を図る。
- (5) 雑用水の一部としての雨水又は排水処理水の利用、各種節水システムの採用等により、水資源の消費低減を図る。
- (6) 信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムの構築により、消費されるエネルギーの最小化を図る。

3. 5 周辺環境保全

3. 5. 1 地域生態系保全

周辺環境保全のうち地域生態系保全に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、地域生態系の保全を図り、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 必要最小限の地形の改変、既存樹木の保全等により、既存の周辺環境の保全に配慮する。
- (2) 緑化率の向上、水循環の構築等により、熱負荷の低減、地域生態系の保

護・育成、都市気候の緩和等に配慮する。

- (3) 有害物質の排出の抑制等により、大気、水質、土壌等の汚染防止に配慮する。

3. 5. 2 周辺環境配慮

周辺環境保全のうち周辺環境配慮に関する水準は、騒音・振動、風害及び光害の抑制等により、周辺の居住環境の保全に配慮する等、施設周辺の環境への影響に配慮し、総合的に環境負荷を低減していることとする。

附則

1. この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用し、適用日において現に存する官庁施設については、適用しない。
2. 「環境配慮型官庁施設計画指針」(平成 10 年 3 月 30 日建設省営設発第 29 号) は、平成 17 年 3 月 31 日をもって廃止する。